

公的研究費等の不正使用・不正行為に関わる調査および相談窓口細則

2016年2月1日 制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人微生物化学研究会（以下「当会」という。）において、公的研究費の取扱いに係る不正使用及び、研究活動上の不正行為等（以下「不正行為等」という。）を防止し、及び不正行為等が行われ、又はそのおそれがある場合の措置等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この細則における用語の定義は次に定めるとおりとする。

- 1 この細則における「公的研究費」とは国内外の政府機関及び学術奨励団体等からの研究補助金、研究助成金等、並びに公的な委託研究資金をいう。
- 2 この細則における「不正使用」とは架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、給与又は謝金の請求等、虚偽の書類によって当会の規程及び法令等に違反した公的研究費の使用をいう。
- 3 この細則における「不正行為」とは故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップなどをいう。

第2章 不正行為等の告発及び相談

第3条 匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じ、不正行為等防止委員会において取り扱う。

第4条 告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じて不正行為等防止委員会においてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認められた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否かを確認しなければならない。

第5条 不正行為等が行われようとしている、又は不正行為等を求められているという相談や告発については、不正行為等防止委員会においてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認められたときは、は被告発者に警告を行う。

第6条 悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取り扱いはしない。

第7条 相当の理由なしに、単に相談や告発がなされたことのみをもって、被告発者の研

究活動を部分的又は全面的に禁止しない。また、被告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取り扱いはしない。

第8条 学会等の科学コミュニティや報道により不正行為等の疑いが指摘された場合にも当会に告発があった場合に準じた取り扱いを行う。

第9条 不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（不正行為等を行ったとする研究者・グループ、不正行為等の態様、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある場合に限る。）ことを当会が確認した場合、当会に告発があった場合に準じた取り扱いを行う。

第3章 不正行為等に係る本調査、認定、公表

（本調査）

第10条 調査委員会を設置したときは、調査委員長は調査委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知しなければならない。

第11条 告発者及び被告発者は調査委員について、10日以内に異議申し立てを行うことができる。

第12条 前条で異議申し立てがあった場合、調査委員会は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

第13条 本調査に当たり、不正行為等防止委員会は被告発者の弁明の聴取を行う。

第14条 本調査に当たって、不正行為等防止委員会は告発に係る研究活動に関して、証拠となるような資料を保全しなければならない。

第15条 前条は他機関の調査機関の事案であった場合にも適用する。

第16条 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査遂行上必要な範囲外に漏えいしてはならない。

（調査中における一時停止執行停止）

第17条 被告発者に対して、調査委員会は必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。

（認定）

第18条 調査委員会は不正行為等が行われたか否か、不正行為等と認定された場合はその内容、不正行為等に関与した者とその関与の度合い、不正行為等と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割、不正使用の相当額を認定する。

第19条 告発が悪意に基づくものであることの認定を行うに当たり、告発者には弁明の機会を与える。

第20条 不正行為等か否かの認定に当たっては、被告発者の自認を唯一の証拠とせず、

物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断する。

第21条 調査結果(認定を含む)は速やかに告発者及び被告発者に通知する。被告発者が当会以外の期間に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知しなければならない。

第22条 調査結果(認定を含む)について、その事案に係る配分機関及び文部科学省に報告しなければならない。

第23条 不正行為等を認定された被告発者は、10日以内にその認定について、不服申し立てをすることができる。

第24条 告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、その認定について、不服申し立てをすることができる。

第25条 不服申し立ての審査は調査委員会が行い、不服申し立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、不正行為等防止委員会は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査を依頼することができる。

第26条 不正行為等の認定に係る不服申し立てがあった場合、不正行為等防止委員会は告発者に通知しなければならない。

第27条 不正行為等の認定に係る被告発者からの不服申し立てについて、調査委員会が再調査を開始した場合は、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに不正行為等防止委員会に報告し、不正行為等防止委員会は当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知しなければならない。

第28条 悪意に基づく告発の認定に係る告発者からの不服申し立てがあった場合、告発者が所属する機関及び被告発者に通知しなければならない。

第29条 悪意に基づく告発の認定に係る告発者からの不服申し立てについて、調査委員会は、30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに不正行為等防止委員会に報告し、不正行為等防止委員会は、当該結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知しなければならない。

第30条 不服申し立てがあった場合、不服申し立てがあったこと、不服申し立ての却下、再調査開始の決定、再調査の結果について、その事案に係る配分機関及び文部科学省に報告しなければならない。

(公表)

第31条 不正行為等が行われたとの認定があったときは速やかに調査結果の内容を公表しなければならない。公表内容は不正行為等に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為等の内容、当会が公表までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

第32条 不正行為等があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為等に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。

第33条 不正行為等が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏えいしていた場合又は論文等に故意もしくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

第34条 前条ただし書きの公表における公表内容は、不正行為等がなかったこと、論文等に故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

第35条 悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表しなければならない。

(告発者及び被告発者に対する措置)

第36条 不正行為等への関与が認定された被告発者、関与したとまでは認定されないが、不正行為等が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者及び告発が悪意に基づくものと認定された告発者に対して就業規則等の規定に従い処分を行うものとする。

(配分機関への報告及び調査への協力)

第37条 不正行為等防止委員会は調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

第38条 告発等の受付から不正使用は210日以内、不正行為は150日以内に調査が完了しない場合であっても、調査委員会は調査の中間報告を配分機関に提出しなければならない。

第39条 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、中間報告書を配分機関に提出しなければならない。

第40条 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出せねばならない。

第41条 調査に支障がある等、正当な理由がある場合を除き、当該事案に係る資料の配分機関への提出または閲覧、現地調査に応じなければならない。

第4章 その他

(細則の管理)

第42条 この規程の管理は、事務長が行う。

附 則

この細則は、2016年2月1日から施行する。